○○看護小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

当該運営規程は作成例です。事業所の実情に応じて、適宜、修正してご利用ください。

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する○○看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う看護小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（サテライト型の場合における介護支援専門員の資格がない計画作成担当者を含む。）、介護職員又は看護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の提供に当たっては、要介護者状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。また、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　　　○○看護小規模多機能型居宅介護事業所

（２）所在地　　　名古屋市○○区○○町○○番地の○

なお、本事業所はサテライト事業所であり、本事業所の本体事業所は次のとおり

（３）名称　　　　△△看護小規模多機能型居宅介護事業所

（４）所在地　　　名古屋市○○区△△町△△番地の△（サテライト型事業所のみ記載）

なお、本事業所は次のサテライト事業所の本体事業所である。

（３）名称　　　　△△看護小規模多機能型居宅介護事業所

（４）所在地　　　名古屋市○○区△△町△△番地の△（サテライト型事業所をもつ本体事業所のみ記載）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者 １名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）介護支援専門員 ○名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、法定代理受領の要件である事業の利用に関する市町村への届出の代行等を行う。

（２）計画作成担当者 ○名以上

計画作成担当者は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成等を行う。（サテライト型の場合で介護支援専門員の資格がない計画作成担当者を配置する場合の例）

（３）介護職員 ○名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

（４）看護職員 ○名以上（常勤換算）

看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　３６５日

（２）営業時間

通いサービス　　９：００～１７：００

宿泊サービス　　１７：００～９：００

訪問サービス　　２４時間

（登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）

第６条　事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次のとおりとする。

（１）登録定員　　２９名

（２）通い定員　　１８名

（３）宿泊定員　　　９名

（事業の内容）

第７条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）通いサービス

事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

（２）宿泊サービス

事業所に宿泊する利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

事業所の介護支援専門員（計画作成担当者を含む。）が登録者への事業の提供に支障がないと認めた場合で、かつ、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合に、利用者の状態や家族等の事情により７日以内で事業の提供を行う。なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内で事業の提供を行う。（短期利用のある場合は記載が必要）

（３）訪問サービス

利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

（利用料その他の費用の額）

第８条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

２　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり〇○円を徴収する。

３　食費は、朝食代○○○円、昼食代○○○円、おやつ代○○○円、夕食代○○○円を徴収する。

４　宿泊費は、○,○○○円を徴収する。

５　おむつ代は、○○○円を徴収する。

６　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

７　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○区、△△区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

（１）気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

（２）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（３）時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）

第11条　従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　前項の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（非常災害対策）

第12条　事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者（防火管理についての責任者を含む。）を定め、非常災害に備えるため、年〇回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

２　事業所が浸水想定区域に所在する場合は、浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。

３　事業所が土砂災害警戒区域に所在する場合は、土砂災害の発生に備え、土砂災害対応マニュアルの策定、避難訓練の実施等必要な処置を講ずる。

第13条の虐待防止措置に関する事項は、令和6年3月31日までは、定めておくよう努めることとなっています。定めない場合は次条の条ずれにご注意ください。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年○回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年○回定期的に実施する。

（４）上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第14条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修 採用後○か月以内

（２）継続研修 年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人○○と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、○年○月○日から施行する。